

## 第9回

大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会

# 会 議 録

期日：平成24年2月13日（月）

場所：議会応接室

大 仙 市 議 会

# 第9回大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会 会 議 録

---

日 時

平成24年2月13日（月曜日）

午後1時30分 ～ 午後2時18分

---

会 場

議会応接室

---

出席委員（8人）

委員長 藤井春雄	副委員長 竹原弘治
委員 佐藤芳雄	委員 小松栄治
委員 橋本五郎	委員 石塚 柏
委員 本間輝男	委員 千葉 健

---

欠席委員（0人）

---

議長・委員外委員

議長 鎌田 正	副議長 藤田君雄
---------	----------

---

説明のため出席した者

副市長 久米正雄	企画部長 小松辰巳
総合政策課長 小松英昭	

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐々木 誠 治	参 事 竹 内 徳 幸
主 幹 進 藤 博 秀	主 任 中 川 智 晴

- 
- 第 1 「大仙市公共施設運営改善等に関する意見」に対する当局の回答について
- 第 2 特別委員会中間報告の申し出について
- 第 3 次回の委員会開催日について
- 

午後 1 時 3 0 分 開 会

○委員長（藤井春雄） 本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、ただ今から第 9 回大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会では、現在、調査・審査対象となっております、大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」と、西仙北ぬく森温泉ユメリアについて、特別委員会の運営改善等に関する意見を議長経由で当局に提出したところですが、これに対する当局からの回答と、特別委員会中間報告の申し出などについて、審査するものでありますので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長（藤井春雄） それでは、案件に入りますが、案件は次第に従いまして進めてまいります。はじめに、(1) 大仙市公共施設運営改善等に関する意見に対する当局の回答についてを議題といたします。当局の説明をお願いいたします。

○副市長（久米正雄） はい。

○委員長（藤井春雄） はい。

○副市長（久米正雄） そうすれば、私から 1 月 3 0 日第 8 回公共施設運営改善等特別委員会の意見を集約した、特別委員会としての意見書に対する市の回答を読み上げるかたちでやりたいと思います。皆さんのところに資料 1 がいっております。

○委員長（藤井春雄） 座ったら。

○副市長（久米正雄） はい、座らせていただきます。これについては、ペアーレとユメリアの二つの件についてでございます。

そういうことで本文に入りますが、まず 1 番目の健康文化活動拠点センターペアーレについてであります。本文を読ませていただきます。

本施設は、社会教育・生涯学習施設として多くの市民等から利用をいただいております。公共性が高い本市に必要な施設であると認識しております。

こうした役割を引き続き担っていくため、大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会での説明のとおり、23年度においては震災影響等による減収に対する支援措置を、24年度以降においては指定管理者制度による施設管理の継続と指定管理料の予算措置について議会に対しお願いしてまいりたいと存じます。

また、指定管理者につきましては本施設が中心市街地の拠点施設であること及びこれまでの運営改善等の実績を踏まえ、現在指定管理者として本施設を運営しているTMO大曲に引き続き管理者として施設の管理運営に携わっていただくとともに、指定管理期間についても、施設の設置目的に適う運営がなされているか、適切なサービスの提供及び運営改善等がなされているかなどを検証し、適切に施設運営に反映させていくため、ご意見にある3年間を指定期間として設定し、所要の手続きを進めてまいりたいと存じます。

さらに、指定管理者及び関係の皆様との連携協力のもと、公民館及び他の生涯学習施設等において行われている類似講座との整理・統合等について検討を進めるとともに、今後とも市民のニーズを的確に捉えた魅力ある講座の開設、受講しやすいシステムの構築などを進め、さらなる利用促進と施設運営の安定化に努めてまいります。これが、1番目であります。

次に、二番目の西仙北ぬく森温泉ユメリアについてであります。

本施設は、市民の心身の保養及び健康の増進並びに農山村と都市部との交流促進を目的とした公の施設として、多くの市民等から利用いただいている施設であり、今後とも本市にとって必要な施設であると認識しております。

こうした役割を引き続き担っていくため、ご意見のとおり、24年度以降も指定管理者制度による施設管理を継続するとともに、指定管理料の予算措置について議会に対しお願いしてまいりたいと存じます。

また、指定管理者についても、これまでの運営改善等の実績を踏まえ、現行の指定管理者等から引き続き管理者として施設の管理運営に携わっていただくとともに、指定管理期間についても、施設の設置目的に適う運営がなされているか、適切なサービスの提供及び運営改善等がなされているかなどを検証、適切に施設運営に反映させていくため、特別委員会でのご意見を受け5年間と想定しておりました指定期間を3年間とし、所要の手続きを進めてまいりたいと存じます。

さらに、本施設の設置目的の達成に向け、市民サービスの向上と安定的な施設運営が

図られるよう、また、本市の厳しい財政状況に鑑みた必要最小限の指定管理料となるよう、ご指摘のありました不採算部門に対する方針決定や効果的・効率的な運営に向けた抜本的な見直しも含め、さらなる企業努力の傾注と検証に基づいた運営改善に引き続き努めてまいります。というのが回答であります。

ただ今、申しあげました23年度の関係の部分については最終の補正で、24年度分の指定管理料については、当初予算にそれぞれ計上させていただきますので、この後27日から開催されます2月定例議会の方に計上してご審議を賜りたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長（藤井春雄） はい、それではただ今の説明に対してご意見を伺いたいと思います。

○委員（千葉健） 委員長、よろしいですか。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（千葉健） この意見へは私は何も言っていない、ちょっと私、出席しなかったんで、ちょっと議論することでもなく教えていただきたいんですけども、このペアーレの講師に対する謝礼と言いますか講師料と申しますか、この決め方は例えば受講生の多い少ないに関係なく決められているのか、それとも受講生が不足だとこれくらいだと決めているのか、そこいら辺がおわかりになれば教えていただきたいんですけど。

○企画部長（小松辰巳） はい。

○委員長（藤井春雄） はい。

○企画部長（小松辰巳） ちょっと資料を持ってきてなくあれですけど、受講生が少ない場合に講師料が減額になるというかたちになります。一応、一講座あたり20名という設定になっておりますが、それから人数が減るごとに講師に対する謝礼は減らすというかたちで行っております。

○委員長（藤井春雄） よろしいですか。

○委員（千葉健） はい。

○委員長（藤井春雄） 他にございませんか。

○委員（本間輝男） はい、委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） ちなみに、この二つの施設の指定管理料の予算的な額が定まっているとすれば、あえて公表していただければ幸いです。

○副市長（久米正雄） はい、委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○副市長（久米正雄） あの、ペアーレの23年度分の震災影響等による減少に対する措置については、補正予算で460万円を3月定例に補正を計上する予定です。

それから、24年度ペアーレの指定管理料の予算については、人件費とコンピュータ等の事務費のリース料を合わせて640万円で、ユメリアの方も24年度の指定管理料については、1,837万5千円を予算的にはそういうかたちで、計上したいと思っております。

○委員長（藤井春雄） よろしいですか。

○委員（本間輝男） はい。

○委員長（藤井春雄） はい、他にございますか。

○委員（本間輝男） 委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） あの、今の額についてはヒアリング等を受けてやったと思うけれど、指定管理者からの方から特別な要望だとか、云々だとかなかったですか。ほぼ市が主導したかたちだと思うけれど、特段なことはなかったですか。

○副市長（久米正雄） 特段はないということです。それと、5年を3年にするという話も議会の方の特別委員会の意向がありましたので、1月に新生テクノの社長が新年のあいさつに来ました際に、議会の意向を我々が特別委員会を開いていろいろ協議をしていますよというところをお話をして、議会の意向としては5年で当局が出しているんですが、やっぱりこの後3年くらいに状況を見たいということで、5年でなくて3年ということでいきますので、その方向で決まりますという話は事前にしております。それで、まず了解はいただいております。

○委員（本間輝男） はい、いいです。

○委員長（藤井春雄） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） 他に質疑がないようですから、ただ今の当局の回答を了とすること、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） はい。それではご異議がありませんので、そのように決定いたします。

○委員長（藤井春雄） それでは、案件の２番目、特別委員会中間報告の申し出についてを案件といたします。ただ今、審査をいただきました大仙市健康文化活動拠点ペアール大仙と西仙北ぬくもり温泉ユメリアについては、特別委員会として運営改善等の目標と具体策が決定いたしましたので、資料２－１により議長に中間報告の申し出を行うものであります。その内容について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局主任（中川智晴） はい、委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○事務局主任（中川智晴） 特別委員会中間報告の申し出について、お手元に配付の資料に基づきましてご説明させていただきます。失礼ながら座って説明させていただきます。

資料ナンバー２－１をご覧ください。ただ今、委員長がおっしゃいましたように、大仙市健康文化活動拠点センターペアール大仙及び西仙北ぬくもり温泉ユメリアの２施設につきましては、本特別委員会での審査が終了しましたことから、会議規則第４５条第２項の規定により、特別委員会として議長に中間報告を行っていただきたいと考えます。

本会議での委員長の口頭による報告は、２施設の指定管理者指定の議案が３月定例会において上程される予定であることから、議案が委員会付託となる前に行っていただき、付託される常任委員会での審査の参考としていただくものであります。

それでは次の資料ナンバー２－２をご覧ください。事務局で作成しました中間報告書の素案であります。１のはじめには、中間報告を行う旨、２の調査・審査の経過ではこれまでの委員会の開催の経緯を記載しております。

次のページに移っていただきたいと思っております。３の調査・審査結果では、３回にわたって審査した結果、当局に対し委員会の意見を提示し、回答が示され、また最終的には次に掲げる意見を付し、経営改革等の目標と具体策を特別委員会として了とするという内容であります。意見は、先ほど副市長からご説明いただきました回答を踏まえまして、各施設ごとに４つにまとめております。それでは意見の内容を朗読いたします。

（１）の大仙市健康文化活動拠点センターペアール大仙については、一点目、当施設は社会教育・生涯学習を目的に設置されており、営利の追求を優先するべきではないが、民間の経営ノウハウを取り入れることで少しでも経費を削減する必要がある。これまでの指定管理者の努力により、大曲地域に限らず旧町村地域、さらに市外からも多くの受

講生を受け入れ好評を得ていること、民間でも社会教育・生涯学習を担える団体は少ないことなどを踏まえれば、引き続き指定管理者制度による運営が望ましい。

二点目、今後、仙北組合総合病院の移転改築を核とした大曲通町地区市街地再開発事業が完了すれば、周辺の人口の流れなどにも大きな変化が生じることが予想される。施設の設置目的に適う運営がなされているかどうかの検証を適時に行うため、指定管理期間を3年間とし、次回の契約更新時には指定管理者の作成した経営改善計画の進捗状況の評価・見直しをするべきである。

三点目、市内の各公民館・生涯学習施設等において行われるサークル・同好会的活動には、当施設の講座と内容が類似するものが見られる。有料で行われる当施設の講座の独自性、市の事業全体の中でのペアーレ大仙の位置付けを明確にし、また事業の効率化を図るためにも、類似する事業の整理・統合について担当部局を越えて協議し、検討されたい。

四点目、ペアーレ大仙は、当市において教養・文化向上の中心的役割を果たす施設である。これまでの実績を踏まえながら、今後とも変化し続ける市民のニーズを的確に捉え、魅力ある新講座の開設、受講しやすいシステムの構築により、施設運営の安定化を図りながら、市民文化の向上に資するよう努められたい。

次のページをご覧ください。(2)の西仙北ぬく森温泉ユメリアについては、一点目、当施設は心身の保養及び健康の増進を目的とし、住民の希望により建設された施設であり、今後も存続が望まれる。施設の大きさや立地条件により経営に難しい面もありながら、当施設の管理を引き受け、大幅に赤字を圧縮した現在の指定管理者による努力は評価できるものであり、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましい。

二点目、施設の設置目的に適う運営がなされているか、適切なサービスの提供及び運営改善が行われているかの検証を適時に行い、また今後のユメリアの方向性を考え、次期の経営計画に効果的に反映させていくためには、指定管理期間を3年間とすることが適当である。

三点目、大規模な温泉保養施設・体験交流施設・宿泊研修施設の複合体である当施設は、維持管理経費の負担が非常に大きい。必要とされるサービスを広く市民に提供するという公共施設としての役割を持続可能な形で果たしていくため、不採算あるいはニーズの少ない部門があれば、その方針転換の判断等を市当局側が行っていかなければならない。



四点目、市の厳しい財政状況を鑑みれば、指定管理料は必要最小限の額としなければならない。不断の企業努力と市当局の検証により、赤字解消に向けた経営改革を求める。効果的・効率的な運営を目指し、指定管理者と市当局による経営内容の抜本的な見直しを含めた協議・検討を契約期間内において早期に行うことを求める。

以上が中間報告書の素案であります。委員の皆さんから協議していただき、最終的な報告書を作っていきたいと考えておりますので、よろしくご協議いただけますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○委員長（藤井春雄） はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対してご意見等がありましたらお願いいたします。

○委員（小松栄治） 委員長、一つ。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（小松栄治） ユメリアのことです。ユメリアの③の公共施設としての役割を持続可能な形で果たしていくため、ニーズの少ない部門、あるいはその方針等の判断をきちっとしなければならないと書いてあります。そのとおりでけれども、そうすれば今の新潟新光さん方では、これは市当局への中間報告だしべ、新潟新光さんへはどうやって伝えるのか。関連して、市当局へはこうだけれども新潟新光の施設の経営については希望もある、そのあたりはどう説明ができるものか。

○委員長（藤井春雄） それは当然、当局がやっていくと思う。

○委員（小松栄治） そうしたら市の運営だしべ。協議ということであればいいが。

○副市長（久米正雄） 最終的には、何としても指定管理者側がこれではやっていけませんよと、このこと辞めますよということは最終的に協議をして、そういう判断は必要だと思います。そこまでいった経緯が指定管理者側と市との話し合いというか、そういう部分は当然持たれると思います。一番今、問題となるのはプールの問題。夏場や冬場をどうするか。冬場は休んでおりますが。これはお互いに話し合って、何としても冬場は経費がかかるものだから、このままでいくと赤字が出るものだから利用者もあまりいないので、止めさせていただきたいということで、夏場だけやってきた経緯がございます。

この後も協議事項となっているんですが、このままいくとやっぱり今、1, 837万5千円を24年度にみるわけですけど、それに冬場の分が入っているか。

○企画部長（小松辰巳） 入っております。通年分です。

○副市長（久米正雄） 入っているんだけど、入っているとしてもこのままやっていった後に、これ以上の赤字といいますか、そういうのが出てくればもう一度協議のことになってきますので、そこいら辺は最終的に市が、設置者が判断することは当然な話で、設置者がうんと言わなければやれない話で最終的にはこうですけど、ここにやっぱり管理者側と協議しながら、一番良い方向にもっていくというそういう文面になれば、よりベターなことです。

○委員（橋本五郎） 今、小松さんが言ったように、これは我々が当局に対しても今、市当局からも答えをもらってるわけですね。やっぱり当然、当局と指定管理を受ける契約を結ぶ時点で、やっぱり我々特別委員会でこういうことなので、こういうことを検討しながらということで、それは指定管理を契約する時点でそういうことをやっていないと、我々がやっていることが意味がなさない。それは当然、自然的に。

○副市長（久米正雄） 我々もそういうかたちでやってきておりますので、特に今回、この二つの施設については、今までゼロだったものがゼロでできないという特別な事情が出てきたことですので、それでこれを特別委員会で協議してやってきてますから、この部分についてはやっぱり議会の議決をいただいて契約をするときに、こういうことですよと、きっちり箇条書きでもなんでもそういう部分はきっちり言って、この後3年後、もう1回何としたかと、計画と実績どうですかということできっちり行います。

○委員（本間輝男） 委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） これ、このところにその方向転換の判断等でなく、判断は指定管理者と協議し市当局が行わなければならない。という文面をたしたらどうですか。その方向転換の判断等は、指定管理者と協議し市当局側が行っていかなければならない。というかたちの方がよくないですか。不採算あるいはニーズの少ない部門があればその方針転換の判断等は指定管理者と協議し、市当局側が行っていかなければならない。というようにしたことにした方が無難でないですか。

○委員（小松栄治） いずれにしても副市長、新潟新光さんとの協議の中で、契約するときに我々の意見書も踏まえてということだと良い。

○副委員長（竹原弘治） 当然、この後には指摘されたようなことはあるわけで、あえてその指定管理者とこうせとは、我々の中間報告ではいらないのでないかと。経営者が市、それに対して我々が所管報告をするわけで、当然、我々が出した報告にはその後ろに、

そういうものが当然ある。これが絶対的な条件なので、そこまではいるのかと言えば、私はいらぬような気がする。

○委員（小松栄治） これは議長にやるものだよな。

○副委員長（竹原弘治） 議長を通して市当局へ。

○委員（小松栄治） そういうことなので、本間さんが言ったものも付け加えてもいい。

これがユメリアの経営側にやるとすれば別だけれど、中間報告は議長にやることだからな。そうですよな本間さん。

○委員（本間輝男） 結果的にこれは、我々が議長から諮問を受けて答申も出すようなかたちになるから、市長として中間報告だから最終決定ではないということだから、ただ小松さんが言うとおりの市当局だけの判断で、ばちっといくのかというよりも何らかの協議の場があれば、そうすれば入れた方がまだ無難です。これは、市長局に書く物でなく議長に対する中間報告だから、だから小松さんの意見に乗ります。これをどう受け止めるかは、市当局だから。

○委員長（藤井春雄） その入れる、入れないですが、せつかく訂正の文章も報告されたんで、判断は指定管理者と協議をし。ですか。

○企画部長（小松辰巳） はい。

○委員長（藤井春雄） はい。

○企画部長（小松辰巳） 今回の中間報告は、特別委員会としてのお考えを市当局に示すものだと考えております。そこで、ここに書かれた文言の解釈は、市がちゃんと方針を定めて、この不採算部門だとかについては市が方針を定めていきなさいという解釈のかなと思っております。その解釈を市がしたら、当然、我々はそれに基づいて指定管理者と協議をしてまいりますので、文言的には市がちゃんと判断をしろよという文言で捉えれば、このままでもよろしいのかなと実は思いますけれども。すみません。

○委員（小松栄治） それはあたりまえだけれども、指定管理者との協議を入れても何ともない。

○委員（橋本五郎） 協議するのは、あたりまえなのだ。そうでないと、我々は何のために協議してこうしてうやっているんだって。当局で意をくまなければ何ともならないべ。

○委員長（藤井春雄） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 7 分

再開 午後 1 時 5 9 分

○委員長（藤井春雄） それでは休憩を解いて、再開をいたしたいと思います。それで、いろいろご意見があるようではありますが、原案どおりひとつ進めさせていただきたいということではいかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） それでは、いろいろあるでしょうが、そういうことでひとつ確認をお願いしたいと思います。それでは、お諮りをいたします。

○委員（千葉健） 委員長、一つ私いいですか。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（千葉健） このペアーレのことですが、それでちょっと注目しているのが、③のところですが、大曲市内にサンクレスト大曲、はびねす大仙とか花館公民館とかですが、花館公民館、はびねす大仙それぞれ生涯学習的ということをそれぞれやっていると思いますが、特にサンクレスト大曲とかという部分で、すみ分け的なことというのは、これからどのようにして行くのか、ちょっとわかれば③について気になったものだからお願いします。

○企画部長（小松辰巳） はい。

○委員長（藤井春雄） はい。

○企画部長（小松辰巳） このことにつきましては、当委員会でもご指摘を受けた点でございます。ペアーレ大仙とそう離れていないところに、今ご指摘がありましたサンクレストとかはびねす大仙とかという施設がございます。やはりこれらの施設につきましては、同好会の皆さんが自主活動をするという施設で調整を図ってまいりたいと思っております。できるだけ講座の開設につきましては、ペアーレ大仙の方に誘導するようなかたちを取りたいなど。それにつきましては当然、生涯学習課との庁内での調整を図りまして、できるだけそういう方向付けをしてまいりたいと考えております。

○委員長（藤井春雄） いいですか。

○委員（千葉健） はい。

○委員長（藤井春雄） それでは。

○委員（本間輝男） 委員長。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（本間輝男） ちょっと、ペアーレ大仙について、もう1回皆さんに申し訳ございませんけど、この一番の部分の、①の部分の一番最後、引き続き指定管理者制度による

運営が望ましい。という流れについて、私自身はこういう文化面については、果たして指定管理者として運営までは問題がないけれども、引き続きということについてということが、将来的にも果たして指定管理になじんでいくのか、どうかについても含めると、当座というかたちでもっていったらどうかなという感じを実は持っております。引き続きということは、ずっとだという感じがするけれど、文化施設についての講座について、果たして指定管理になじむか、どうかについて将来的に検討を加えるならば、引き続きのところを当座というかたちの方が、当面でもいいし、そこいら辺を検討してみたらどうかなという私の提案です。

○委員（橋本五郎） ただ、やっぱりなぜ5年というものを3年にしたかというのは、やっぱりそこで見直すという3年ということだ。だから我々特別委員会の方では、3年にした方がいいと、当局は5年だということだけれども、やはり見直しをすることが必要だという、時代の流れで我々は捉えて、3年がベターだと。

○委員（石塚柏） 本間さんは、直営がいいということだ。

○委員（本間輝男） 直営もしくは完全に、今、部長が言われたようにサークル的な独立したものを含めて、抜本的な見直しをかけるとするならば、やっぱり引き続きという表現よりも当面なりの、そうすれば見直しもあり得るという表現が、むしろいいのかなと私なりの解釈です。だから、これに対してどうのこうのはないです。ただ表現の仕方として、引き続きと言え、また引き続きという流れよりも、当面ということは、将来は見直しもあり得るという表現になるだろうという意味です。大意はないです。

○委員（千葉健） はい、私これに関してですが。

○委員長（藤井春雄） はい。

○委員（千葉健） 私は例えばこの講座を市民のために続けながら、民間が代わってやってくれるというところがあれば、無理して市が将来的にいつまでも営利を目的としないで作るということになっているから、民間がこういう場所で組合病院がスポット改革になって、人の流れが変わってくれば当然この施設に対して、民間だっていい部分だということで、買ってくれるかもしれないし、受講料も市でやっていたときと変わらないような受講料でやってくれるとすれば、何も市がこのようにやるよりと、基本的に考えているから、今、本間さんが言ったように必ず引き続き指定管理者ですっともっていくというよりも、やっぱり見直しをかけたときに再度、それが良いか悪いかの判断の余地を残しておいた方が、私はいいい感じがする。

- 委員（橋本五郎） だから、3年とうたっているしべ。
- 副委員長（竹原弘治） 引き続き5年というのは、やっぱりある意味で違ってくる、受け止め方が。もちろん我々特別委員会の報告なんだから、我々が判断することなんだけど、何としてもこういう施設は、体育館であろうと何であろうと、そういう文化拠点施設として指定管理者が必要だとなれば、そうするということになるし、今、千葉委員が言われたように、そういうように将来的なことも含めて当面だという、そこいら辺の判断で委員の皆さんがどう考えるかということだと思うが、中間報告で取りあえず3年ということだ。
- 委員（橋本五郎） 年数をうたっていなければ、当面でもいいんだけど、3年という年数をうたっているから、そこでひとつ見直しをという3年だから、おれはそれでいいような感じがするけどな。
- 副委員長（竹原弘治） 下段に3年と明示しているからな。
- 委員（千葉健） 3年後にもう一度、議論すればいいことだからな。
- 委員長（藤井春雄） これを3年にするというのも今、橋本委員の方から出たように、やっぱり、そういう見直しも含めて抜本的な検討をしなければならないということで、5年から3年にしたというこの前の議論がそういうことだったので、そこいら辺を踏まえて、原案のとおりでいかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（藤井春雄） いいですか。本間さん。
- 委員（本間輝男） 実はおれよ、ここがひっかかっていたんだが、指定管理期間は3年間とし、次回の契約更新時には指定管理者の作成した経営改善計画というのが出てくるのよ。ということは、契約開始のときに自分が作ったのが出てくる。この文章から言えば、はっきり言って、次回の契約更新時には指定管理者の作成した経営改善計画の進捗状況の評価・見直しをすべきだと。ということは、TMOが引き続きやるという表現が見られるからあえて言ったんです。
- 委員（橋本五郎） だって今まで、指定管理の更新する場合に必ず管理者から経営内容とか、どうかを聞いているしべ。基本から外れる内容であってはうまくないから、当然。それは必ず聞くことだ。
- 委員（本間輝男） 委員長、休憩。
- 委員長（藤井春雄） 中身の議論なので、引き続きやらせてください。

- 委員（小松栄治） 委員長、一言いいですか。
- 委員長（藤井春雄） はい。
- 委員（小松栄治） ちょっと千葉さんがお話しした民間でも社会教育でも、生涯学習でも少ないことなどを踏まえてとは、民間でやれないという意味でしょうか。
- 企画部長（小松辰巳） 秋田市には、確かに実施しているところがあります。
- 委員（小松栄治） TMOというのがわからなくて、横手あたりではボランティアでやっているところがあるようです。ただ、民間と今の体制のTMOとがよくわからない。TMOという名前の由来とそれを作ったときのことがわからないんだ。
- 委員長（藤井春雄） この前もいろいろ話あったように、街づくりと一体となって今までそういうかたちでやってきたと。それがやっぱりTMOが指定管理者になってやってもらうという今までの経緯はそうだったと。
- 委員（小松栄治） 例えば町でも市でも、指定管理で駅前の掃除から全部、ボーンとお金をやって委せたのが今までの経緯なんですよ。作ったものの経緯が、商工会議所から丸投げとなったものなのか、商工会議所の方で探して作ったものなのかが、よくわからないんだその指定管理のTMOといのが。
- 委員長（藤井春雄） その説明をまたしてもらうとなればかなり、なぜTMOが指定管理者になったのかという説明から始めればなかなか、だからこの取りまとめはそれを前提にしての話だから、それがおかしいということになれば、全体を直さなければならぬという話になるわけなんです。また最初の議論のやり直しになってくるから。
- 委員（小松栄治） そういうことであれば、すみません。
- 委員長（藤井春雄） だからこれから、指定管理者がこれからもあるのかを議論をされているわけだから、それをまたTMOはおかしいという議論から入ると。
- 委員（小松栄治） 委員長さん、それは違う。おれは民間がやれないという理由を聞いているので。民間でやれる人はいっぱいいると私は思うんだけどな。
- 委員長（藤井春雄） これもこの前ちょっと議論をしたけど、人口の関係から言って設置された当初からすれば、かなり無理だけれども設置された今のペアーレだったと。それは当初、社会保険庁が設置するときは秋田市でなければとてもだめだと、しかし秋田市に断れたから当時の大曲に設置されたと、いろんな歴史からこの前いろいろ話をしてきたから、そこをまた蒸し返すということであれば。

- 委員（小松栄治）　そういうことではない。将来を考えれば民間でもいいのではないかと、我々は考えているという意味だ。
- 委員（佐藤芳雄）　それはこの前、話し合いでペアーレの責任者が大仙市内でやってくれる人がいればいつでもお願いしますと、だからよくないか。
- 委員（小松栄治）　ここ、民間ではできないという文面が誰が書いたかわからないけど。
- 委員長（藤井春雄）　さっき一応、これでよしということで。
- 委員（橋本五郎）　小松さん、今、貴方がこれを誰が書いたなんて、我々は何だったか。そう言われるので、そういうことは言うものでない。
- 委員（本間輝男）　委員長、まとめよう。
- 委員長（藤井春雄）　いろいろな思いがあるでしょうが、原案を一応、了とすることで先ほどまとめていただいたんで、ただこういういろいろなご意見がありましたという点は尊重しまして、これからやっていただくということにしながら原案を了とするまとめをしていかがでしょうか。

（「はい」、「賛成」と呼ぶ者あり）

- 委員長（藤井春雄）　それじゃ、そのようにしたいと思います。中間報告については、この内容で議長に申し出をすることにいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（藤井春雄）　そういうふうにしたいと思います。なお、本会議における報告内容については、委員長において本日の資料及びこれまでの審査結果により調整することを一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（藤井春雄）　それじゃ異議がないようですので、そのように決定いたします。

- 
- 委員長（藤井春雄）　次に、次回の委員会開催日についてを案件といたします。

次回からの調査・審査の対象施設は、審査要領により施設区分の温泉施設でございます。現在、当局において調査資料の作成を行っておりますが、議会日程等も考慮し3月13日火曜日、午前10時から開催いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。3月13日、火曜日です。

- 委員（橋本五郎）　1日か。



○事務局主幹（進藤博秀） その日は、午後２時から議会運営委員会が開催されますので、その前までとなります。

○委員（橋本五郎） そうすると午前中で終わるか。

（「そうだ」、「そうしてもらいたい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） そのように決定をしたいと思います。

---

○委員長（藤井春雄） それでは、その他として皆さんから何かございませんですか。

○委員（石塚柏） 遅くなって来てすみませんでした。施設に対する一般会計からの繰り出しと、その辺の手続きと金額についての話はありましたか。

○委員長（藤井春雄） はい。補正予算と当初予算の額についてありました。

○委員（石塚柏） はい、わかりました。

○委員長（藤井春雄） 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤井春雄） これをもちまして、第９回大仙市公共施設運営改善等調査特別委員会を閉会いたします。ご苦勞さんでした。

午後２時１８分 開 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市公共施設運営改善等

調査特別委員会委員長 藤 井 春 雄